

法改正ニュース 2018年7月号

OURS小磯社会保険労務士法人
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-2-18
青山坂入ビル4階
TEL 03-5464-1573 FAX 03-5464-1574
MAIL ask@koiso-jimusho.com

◆ 最高裁判所が労働契約法第20条の不合理性について判示

最高裁判所（第二小法廷）は、2018年6月1日に、労働契約法第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）に規定する正社員と有期契約労働者との労働条件の相違の不合理性の判断について争われた長澤運輸事件及びハマキョウレックス事件の2事件について、初めての判断を下しました。最高裁判所では、賃金の格差について、事情を勘案しつつ賃金項目（諸手当）ごとに不合理性を判断しています。

◆ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等が公布

2018年6月8日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が、同月19日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、それぞれ2019年2月1日から施行することとされました。

この改正は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡等を行うことができないこととされている安全帯について、その範囲や性能要件を見直し、墜落制止用器具と改称すること等を内容とするものです。

◆ 厚生労働省が「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を設置・開催

厚生労働省は、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を設置し、2018年6月12日に第1回会合を開催しました。

この検討会は、解雇無効時の金銭救済制度について、法技術的な論点や金銭の水準、金銭的・時間的予見可能性、現行の労働紛争解決システムに対する影響等を含め法技術的な論点についての専門的な検討を行うものです。

◆ 民法の一部を改正する法律が公布

2018年6月20日に「民法の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、2022年4月1日から施行することとされました。この改正は、年齢18歳をもって成年とすること等を定めるものです。

◆ 厚生労働省が「セルフ・キャリアドック」の拠点を開設

厚生労働省は、2018年6月20日に、企業の「セルフ・キャリアドック」の導入を支援する拠点を、東京と大阪に開設しました。

「セルフ・キャリアドック」とは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施することを通じて、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組みです。

◆ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行

2018年6月22日に「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、同日から施行することとされました。

この改正は、確定給付企業年金制度において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に事業主が拠出する特例掛金の拠出方法を見直すものです。